

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年12月18日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3286号から第3289号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第3286号では、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3287号から第3289号まででは、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定及び保有個人情報不開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「特定年月日1特定医療機関に入院中から特定年月日2自宅に戻るまでの経緯がわかるケース記録」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3286号】

(2) 「精神保健福祉相談記録のうち、特定年月日1特定医療機関入院中から特定年月日2に自宅に戻るまでの経緯のわかる記録部分」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3287号】

(3) 「ケース記録（特定年月日1～特定年月日2）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3288号】

(4) 「(1)③ 令和6年5月13日ごろC/W特定職員が受取をした特定個人からの両親への手紙について、封筒の状況、封筒を誰が保管しているかと、同封筒のコピー (2)⑤ 特定個人に関する精神科治療の状況の説明と開示」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3289号】

2 資料までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮詢日	実施機関
3286	令和5年11月20日	令和6年1月9日	令和6年4月4日	令和6年4月25日	市長
3287	令和5年11月20日	令和5年12月20日	令和6年4月4日	令和6年5月1日	市長
3288	令和6年5月29日	令和6年6月25日	令和6年7月1日	令和6年7月31日	市長
3289	令和6年5月29日	令和6年7月24日	令和6年7月26日	令和6年8月21日	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3286	<p>「特定年月日 1 特定医療機関に入院中から特定年月日 2 自宅に戻るまでの経緯がわかるケース記録」（以下「本件保有個人情報」という）</p>	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第78条第1項第2号に該当</p> <p>・開示請求者以外の個人情報及び連絡・発言内容</p> <p>（開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>法第78条第1項第7号に該当</p> <p>・関係機関から得られた情報及びそれに関する連絡調整の内容、開示請求者本人に対する評価・判定・所見</p> <p>（任意に協力を得て収集した情報及びそれに係る連絡調整の内容については、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の協力が得られなくなるおそれがあるため。開示請求者本人に対する評価・判定・所見については、開示することで開示請求者との認識が異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるおそれがあり、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。）</p>	開示範囲を拡大すべき
3287	<p>「精神保健福祉相談記録のうち、特定年月日 1 特定医療機関入院中から特定年月日 2 に自宅に戻るまでの経緯のわかる記録部分」（以下「本件保有個人情報」という。）</p>	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>法第78条第1項第2号に該当</p> <p>・開示請求者以外の記録</p> <p>（開示することにより、請求者以外の特定の個人の情報が識別されるため。）</p> <p>法第78条第1項第7号柱書に該当</p> <p>・関係機関から提供された情報</p> <p>（開示することにより今後関係機関からの情報が得られなくなり、適切な支援業務を行うために必要となる情報の収集が困難になるおそれがあるなど、今後の精神保健福祉相談業務に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p> <p>・支援の具体的な方法・手法</p> <p>（精神保健福祉相談に関する技術的な内容であり、開示することにより、適切な支援を実施できなくなるなど、今後の精神保健福祉相談業務に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>	原処分妥当

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3288	「ケース記録（特定年月日1～特定年月日2）」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>法第78条第1項第2号に該当</p> <p>・開示請求者以外の個人の氏名及び現況に関する記録、担当職員の所見、支援方針及び所内協議内容</p> <p>（開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>法第78条第1項第7号柱書に該当</p> <p>・開示請求者の担当職員の所見、支援方針及び所内協議内容</p> <p>（開示することにより、開示請求者の認識と異なっていた場合に、今後の適正な支援が困難になるなど、開示請求者に係る生活保護業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。）</p> <p>・関係機関及び関係部署との連絡及び協議に関する記録</p> <p>（開示することにより、提供元が割れ、今後情報提供を受けにくくなるなど関係機関の協力が得られなくなるおそれがあるため。また、関係機関と開示請求者の認識が異なっていた場合に、信頼関係を損ない、生活保護業務の一環である相談や支援を行う上で支障が生じるおそれがあるため。）</p>	原処分妥当
3289	「(1)③ 令和6年5月13日ごろC/W特定職員が受取をした特定個人からの両親への手紙について、封筒の状況、封筒を誰が保管しているかと、同封筒のコピー (2)⑤ 特定個人に関する精神科治療の状況の説明と開示」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報不開示</p> <p>第76条第1項に定める開示請求権を有するとは認められない</p> <p>（本件保有個人情報は、開示請求者本人以外の第三者の個人に関する情報であって、開示請求者本人の情報ではないことから、法第76条第1項に定める開示請求権を有する者とは認められないため。）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3286	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護申請がなされると、申請者又はその世帯ごとに必要書類</p>

答申番号	判断の要旨
3286	<p>を整えて生活保護ケースファイルを作成しており、これにはケース記録等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイルに含まれる文書のうち、特定年月日1から審査請求人の自宅に戻るまでの経緯が記載されたケース記録である。</p> <p>当審査会において本件保有個人情報を見分し、不開示部分を、審査請求人以外の個人を特定する情報（以下「不開示部分1」という。）、実施機関内の関係課との連絡調整内容（以下「不開示部分2」という。）、外部の関係機関との連絡調整内容（以下「不開示部分3」という。）に分類し、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第2号の該当性について》</p> <p>不開示部分1には、審査請求人以外の個人に係る連絡及び対応内容が記載されている。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>このうち別表に掲げる部分には、審査請求人以外の個人に関する対応が記載されているが、審査請求人には既知の情報であり、慣行として審査請求人が知ることができる情報であると認められ、本号ただし書イに該当し開示すべきである。</p> <p>その余の部分は、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>ア 不開示部分について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 円滑に支援を行うために、関係課との対応状況並びに職員の評価・所見を基にした検討内容及び支援方針は明らかにしておらず、これらを開示すると実施機関の対応内容や支援方針に対して審査請求人の不信を招き、適正な支援の実施が困難になる。</p> <p>(イ) 外部の関係機関との連絡調整内容は、対象者本人に共有しないことを前提に対象者の支援を円滑に進めるために提供されたものであり、開示することにより関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>イ 以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>不開示部分2には、緑区生活支援課が実施機関内の関係課から得た情報及び必要に応じて関係課と調整した経過並びにそれらに伴う実施機関の対応方針が記載されている。これらの情報を開示すると、審査請求人への対応や支援方針を検討する中でどの関係課とどのような内容のやり取りがあったかが明らかとなることで、実施機関の対応内容や支援方針に対して審査請求人の不信を招き、円滑な支援の実施が困難になるなど、実施機関の審査請求人に係る支援業務に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>また、不開示部分3には、実施機関が生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報及び必要に応じて関係機関と調整した経過並びにそれらに伴う実施機関の対応方針が記載されている。これらの情報は審査請求人には共有しないことを前提に提供されたものであり、開示することにより関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなるなど事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人は、答申の「4 審査請求人の本件処分に対する意見」(5)のとおり主張するが、法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の「個人に関する情報」を不開示とするものであり、「個人に関する情報」には、死者の情報も含まれると解されるためこの主張は認められない。審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>《付言》</p> <p>本件処分の法第78条第1項第7号の該当性について、実施機関に確認したところ、本件処</p>

答申番号	判断の要旨
3286	<p>分に係る保有個人情報一部開示決定通知書の根拠規定欄には同号イと記載しているが、同号柱書に該当することであった。</p> <p>実施機関においては、開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しない場合には、開示しないこととする根拠規定及び当該決定をする根拠等について正確に記載する等適正に対応することを望むものである。</p>
3287	<p>《精神保健福祉相談に係る事務について》</p> <p>実施機関では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、精神保健に関する相談支援や医療、福祉のサービス利用についての支援をしている。精神保健福祉相談を実施した際には、在宅援助記録票を作成している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に係る在宅援助記録票のうち精神保健福祉相談記録部分である。</p> <p>当審査会において本件保有個人情報を見分し、不開示部分を、審査請求人以外の個人を特定する情報（以下「不開示部分1」という。）、実施機関内の関係課との連絡調整内容（以下「不開示部分2」という。）、外部の関係機関との連絡調整内容（以下「不開示部分3」という。）に分類し、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第2号の該当性について》</p> <p>不開示部分1には、審査請求人以外の個人の氏名、住所又は発言内容が記載されている。審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>ア 不開示部分について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 円滑に支援を行うために、関係課との対応状況並びに職員の評価・所見を基にした検討内容及び支援方針は明らかにしておらず、これらを開示すると実施機関の対応内容や支援方針に対して審査請求人の不信を招き、適正な支援の実施が困難になる。</p> <p>(イ) 外部の関係機関との連絡調整内容は、対象者本人に共有しないことを前提に対象者の支援を円滑に進めるために提供されたものであり、開示することにより関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>イ 以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>不開示部分2には、緑区高齢・障害支援課と関係課との連絡調整内容である対応状況、具体的な検討事項及び支援方針が記載されている。これらの情報を開示すると、審査請求人への対応や支援方針を検討する中でどの関係課とどのような内容のやり取りがあったかが明らかとなることで、実施機関の対応内容や支援方針に対して審査請求人の不信を招き、円滑な支援の実施が困難になるなど、実施機関の審査請求人に係る支援業務に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>また、不開示部分3には、外部の関係機関との連絡調整内容である対応状況、具体的な検討事項及び支援方針が記載されており、これらの情報は審査請求人に共有しないことを前提に提供されたものであり、開示することにより関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなるなど事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人は、答申の「4 審査請求人の本件処分に対する意見」(5)のとおり主張するが、法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の「個人に関する情報」を不開示とするものであり、「個人に関する情報」には、死者の情報も含まれると解されるためこの主張は認められない。審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

答申番号	判断の要旨
3288	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護申請がなされると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成しており、これにはケース記録等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイルに含まれる文書のうち、ケース記録である。</p> <p>当審査会において本件保有個人情報を見分し、不開示部分を、審査請求人以外の個人を特定する情報（以下「不開示部分1」という。）、関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容（以下「不開示部分2」という。）、担当職員の所見、支援方針及び所内協議内容（以下「不開示部分3」という。）に分類し、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第2号の該当性について》</p> <p>不開示部分1には、審査請求人以外の個人の言動、審査請求人以外の個人に係る所見及び対応内容等が記載されている。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>ア 不開示部分2には、実施機関が生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報や必要に応じて関係機関と調整した経過が記載されている。関係機関としては、それが審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられるので、開示した場合には、今後、その協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 不開示部分3には、実施機関職員の審査請求人に対する率直な所見及び評価並びにそれらに基づき検討した支援方針が記載されている。これらの情報を審査請求人に開示すると、その認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3289	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件開示請求書の記載から、特定職員が受取りをしたとされる特定個人からの封筒及び特定個人に係る医療機関からの意見書であると解される。</p> <p>《開示請求権について》</p> <p>審査請求人は、特定職員が受取りをしたとされる特定個人からの封筒及び特定個人に係る医療機関からの意見書の開示を求めており、他者の保有個人情報を指定して開示を求めたものである。そうすると、本件保有個人情報は、開示請求の対象となる自己を本人とする保有</p>

答申番号	判断の要旨
3289	個人情報ではない。 したがって、審査請求人は、開示請求権を有するとは認められない。 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

※ 別表及び答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匠生 Tel 045-671-3881